

により加入員となつた者を除く。」と
する。

14 第一項の規定による被保険者が中途
脱退者であつて再びもとの基金の加入
員となつた場合における第百三十条第
二項(第百三十七条の十七第五項にお
いて準用する場合を除く。)及び国民
年金法等の一部を改正する法律(昭和
六十年法律第三十四号。以下「昭和六
十年改正法」といふ。)附則第三十四
条第四項第一号の規定の適用について
は、第百三十条第二項中「当該基金の
加入員であつた期間」とあるのは「当
該基金の加入員であつた期間であつ
て連合会(第百三十七条の四に規定
する連合会をいふ。)がその支給に関
する義務を負つている年金又は一時金
の額の計算の基礎となる期間を除いた
もの」と、昭和六十年改正法附則第三
十四条第四項第一号中「同法第百三十
条第二項に規定する加入員期間をい
う。以下この号において同じ」とある
のは「同法附則第五条第四項の規定
により読み替へて適用する同法第百三
十条第二項に規定する加入員期間をい
う」と、「加入員期間の月数」とある
のは「加入員であつた期間の月数」と
する。この場合においては、第百三十
七条の十八の規定は、適用しない。

附則本条は、令二法四〇により令三・
四・一から次のように改正施行される

任意加入被保険者

第五条 次の各号のいずれかに該当す
る者(第二号被保険者及び第三号被
保険者を除く。)は、厚生労働大臣
の規定にかかわらず、厚生労働大臣
に申し出て、被保険者となること
ができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳
以上六十歳未満の者であつて、厚
生年金保険法に基づく老齢給付等
を受けることができるもの(この
法律の適用を除外すべき特別の理
由がある者として厚生労働省令で
定める者を除く。)

二 日本国内に住所を有する六十歳
以上六十五歳未満の者(この法律
の適用を除外すべき特別の理由が
ある者として厚生労働省令で定め
る者を除く。)

三(現行)

第二項―第六項(現行)

7 第一項第一号に掲げる者である被
保険者は、前項の規定によつて被保
険者の資格を喪失するほか、次の各
号のいずれかに該当するに至つた日
の翌日(第一号に該当するに至つた日
に更に被保険者の資格を取得した
とき、又は第二号若しくは第三号に
該当するに至つたときは、その日)
に、被保険者の資格を喪失する。

一―四(現行)

五 この法律の適用を除外すべき特
別の理由がある者として厚生労働
省令で定める者となつたとき。

8 第一項第二号に掲げる者である被
保険者は、第六項の規定によつて被
保険者の資格を喪失するほか、前項
第一号、第四号及び第五号のいづれ
かに該当するに至つた日の翌日(同
項第一号に該当するに至つた日に更
に被保険者の資格を取得したとき
は、その日)に、被保険者の資格を
喪失する。

第九項―第十四項(現行)

附則本条は、令二法四〇により令四・
四・一から次のように改正施行される

任意加入被保険者

第五条 第一項(令三・四・一施行と
同)

第二項―第三項(現行)

4 第一項の規定による被保険者は、
いつでも、厚生労働大臣に申し出
て、被保険者の資格を喪失すること
ができる。

5 第一項の規定による被保険者は、
第九条第一号に該当するに至つた日
の翌日又は次の各号のいずれかに該
当するに至つた日に、被保険者の資
格を喪失する。

一―四(現行)

6 第一項第一号に掲げる者である被
保険者は、前項の規定によつて被保
険者の資格を喪失するほか、次の各
号のいずれかに該当するに至つた日
の翌日(第一号に該当するに至つた日
に更に被保険者の資格を取得した
とき、又は第二号若しくは第三号に
該当するに至つたときは、その日)
に、被保険者の資格を喪失する。

一―四(現行)

7 第一項第二号に掲げる者である被
保険者は、第五項の規定によつて被
保険者の資格を喪失するほか、前項
第一号、第四号及び第五号のいづれ
かに該当するに至つた日の翌日(同
項第一号に該当するに至つた日に更
に被保険者の資格を取得したとき
は、その日)に、被保険者の資格を
喪失する。

8 第一項第三号に掲げる者である被
保険者は、第五項の規定によつて被
保険者の資格を喪失するほか、次の
各号のいずれかに該当するに至つた
日の翌日(その事実があつた日に更
に被保険者の資格を取得したとき
は、その日)に、被保険者の資格を
喪失する。

9 第一項の規定による被保険者は、
第八十七条の二の規定の適用につ
いては、第一号被保険者とみなし、当
該被保険者としての被保険者期間
は、第五条第一項の規定の適用につ
いては第七條第一項第一号に規定す
る被保険者としての被保険者期間
と、第四十九条から第五十二条の六
まで、附則第九条の三及び第九條の
三の二の規定の適用については第一
号被保険者としての被保険者期間
と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による被保険者につ
いては、第八十八條の二から第九十
條の三までの規定を適用しない。

11 第一項の規定による被保険者(同
項第一号に掲げる者を除く。第十三
項において同じ。)は、第百十六條
第一項及び第二項並びに第百二十七
條第一項の規定の適用については、
第一号被保険者とみなす。

12 第一項の規定による被保険者(同
項第三号に掲げる者に限る。)は、
第百二十七條第一項の規定にかわ
らず、その者が住所を有していた地
区に係る地域型基金又はその者が加
入していた職能型基金に申し出て、
地域型基金又は職能型基金の加入員
となることができる。この場合にお
ける第百十六條第一項及び第二項並